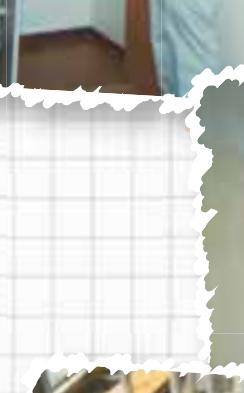


会報

2009.5



平成 20 年度職場体験学習 2
(インターンシップ)
宮崎工業高等学校 2 年生

(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東 2 丁目 9 番 19 号
TEL (0985) 22-7171
FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyanaki-kenkyo.or.jp>
E-mail:info@miyanaki-kenkyo.or.jp

受入企業：神崎建設工業・志多組・松原工務店・野田建設 J V
マスジュウ・松本・平田・吉田建設 J V・三舟建設
山春工務店・坂下組・丸宮建設・吉原建設・増田工務店

No. 415

目 次

◇平成21年5月行事予定	1
◇平成21年6月上旬行事予定	2
◇県協会HP・会員専用サイト登載項目案内（4月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第1回常務理事会並びに 県土整備部管理課との意見交換会（説明会）を開催	3
2. 下請事業者への配慮等について	4
3. 平成21年度における建設工事事故防止 のための重点対策の実施について	6
◇雇用改善コーナー	
1. 平成21年度「雇用管理研修」の実施について	9
2. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内	10
3. 建設教育訓練助成金のご案内	12
4. 雇用調整助成金制度の拡充について	14
◇技士会	
1. 『監理技術者の講習会』の日程について	15
2. 平成21年度土木施工管理技術検定試験 2級学科試験受験準備講習会開催のご案内	15
◇建退共	
1. 建退共宮崎県支部からのお知らせ	16
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（3月分）	17
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（3月分）	17
◇建災防	
1. 労働安全衛生規則の改正に伴う「足場の組立て等 作業主任者能力向上教育」の御案内について	18
2. 宮崎労働局からのお知らせ！	19
◇火薬協会	
1. 火薬関係保安講習会の受付開始！	21
2. 火薬類関係資格試験の案内	22
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（3月分）	23
◇試験・研修等のご案内	
1. 平成21年度建設業経理検定試験のご案内	24
2. 平成21年度3・4級建設業経理事務士特別研修のご案内	28
◇Zenken通信	31

平成21年5月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	金			
2	土			
3	日	憲法記念日	憲法記念日	憲法記念日
4	月	国民の休日	国民の休日	国民の休日
5	火	子供の日	子供の日	子供の日
6	水	振替休日	振替休日	振替休日
7	木			
8	金	宮崎県建設業協会第1回総務委員会		
9	土			
10	日			
11	月		基金九州ブロック建設業厚生年金基金連絡協議会常務理事会議（沖縄）	
12	火	県協会常務理事会、理事会 県ダンプカー協会理事会 土木施工管理技士会理事会	建災防通常代議員会 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習（14日まで木花）	組合理事会 火薬代議員会
13	水	1級土木施工管理試験受験準備講習会（15日まで）		
14	木	全国建設産業団体連合会理事会（東京）	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（16日まで清武）	
15	金		安全管理担当者（土木）のためのリスクアセスメント教育（木花）	
16	土			
17	日			
18	月		基金納入告知書発送	
19	火	技士会「土木工事質疑応答集」発刊記念フォーラム（宮崎）	足場の組立て等作業主任者技能講習（20日まで都城）	
20	水	監理技術者講習	災防団体連絡協議会（宮崎）	全国建設業協同組合連合会通常総会（東京）
21	木			
22	金		不整地運搬車運転技能講習（24日まで清武）	
23	土			
24	日			
25	月	宮崎県建設業協会平成21年度表彰式・第51回通常総会 全国技士会通常総会（東京）		組合通常総会
26	火		基金企業年金連合会新任職員研修（大阪） 低压電気取扱い特別教育（木花）	
27	水		基金企業年金連合会新任事務長、 新任事務責任者研修（東京） 職長・安全衛生責任者教育（28日まで都城）	保証会社取締役会・監査役会（大阪）
28	木		建災防本部理事会（東京）	火薬保安教育講習会（宮崎）
29	金	全国建設業協会通常総会（東京）	基金企業年金連合会九州地方協議会定例総会及び役職員講習会（宮崎）	
30	土			
31	日			

平成21年6月上旬行事予定表

日曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1月			
2火		地山の掘削及び土止め支保工作業 主任者技能講習（4日まで延岡） 雇用管理研修（都城）	
3水			
4木			火薬保安教育講習会（高千穂）
5金	1級土木施工管理技士模擬テスト (6日まで)		
6土			
7日			
8月			
9火		足場の組立て等作業主任者技能講 習（10日まで延岡）	
10水			平成21年度火薬危害予防週間 (16日まで)

県協会ホームページ・会員専用サイト登載項目案内（4月分）

【ホームページ】

項 目		所 管	形 式
1	平成21年度3・4級建設業経理事務士特別研修（宮崎：4級8月、3級9月）のご案内	建設業振興基金	PDF
2	平成21年度1・2級建設業経理士検定試験上期試験（9月13日）のご案内	建設業振興基金	PDF
3	CIIC建設業情報管理センター 経営状況分析電子申請のご案内	情報管理センター	HTML
4	平成21年度「雇用管理研修」のご案内	雇用能力開発機構	PDF

【会員専用】

項 目		所 管	形 式
1	宮崎県工事書類の簡素化の試行について	宮 崎 県	PDF
2	排出ガス対策型建設機械の指定について（21.4.2）	国 土 交 通 省	PDF

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。

当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会員の動き

(4月1日～30日)

【代表者、組織、所在地等】

地区(市)名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	かわじ建設(有)	代表者	川口繁樹	川口智子
	(株)栗原建産	商 号	(株)栗原建設	(株)栗原建産
都 城	高野建設(株)	代表者	高野俊寛	高野俊三
日 向	綾川建設(株)	代表者	綾川公宏	綾川公徳

【退会】

地区(市)名	会 社 名	代 表 者 名	地区(市)名	会 社 名	代 表 者 名
宮 崎	(株)一瀬組	星原 勉	小 林	(株)高佐建設	高佐 時義
日 南	(資)若吉建設	吉澤次男		(株)田原建設	恒見道則
串 間 市	(有)雄進建設	吉田雄一	東 諸	(有)椎屋建設	椎屋孝市
都 城	(株)四本建設	四本隆志	西 都	(株)永松建設	永松憲一

宮崎県建設業協会

1. 第1回常務理事会並びに県土整備部管理課との意見交換会（説明会）を開催

平成21年4月15日（水）午後3時20分、県建設会館2階「委員会室」において開催された。主な議題については、下記のとおりである。

また、常務理事会に先駆け、県土整備部管理課との意見交換会（説明会）が行われ、平成22・23年度入札参加資格審査（素案）について、あくまでも素案ということで説明がなされた。内容については、次回、肉付けされたものを掲載することとする。

開催にあたり、永野会長が、4月11日都城市で開催された国政報告会で、金子副大臣へ3点について纏めた要望書を提出したことを報告し、また本日は午後1時30分から火薬保安協会理事会、労働災害防止協会理事会、建設会館取締役会・定時株主総会、そして県土整備部との意見交換をしており、第1回常務理事会のスムーズな議事進行にご協力をお願いしたいと挨拶があった。

議題については次のとおり。

- 議題1 建設業と地域の元気回復助成事業（国交省）について
- 議題2 平成21年度建設経営基盤強化支援事業及びセミナー事業について
- 議題3 平成20年度決算及び平成21年度予算案について
- 議題4 次回常務理事会の開催日時について
- 議題5 その他 ①国土交通省が低入札価格調査基準価格の見直し
②5月12日開催の理事会及び関連団体等会議日程表

議題1 「建設業と地域の元気回復助成事業（国交省）について」は、各地区建設業協会からの積極的な提案を依頼するとともに、法人格を有する団体として社団法人宮崎県建設業協会が窓口となることが決定された。

なお、清水常務理事から都城地区建設業協会が中心となって土地改良区、商工会議所、森林組合、農業協同組合等が協議会を立ち上げ、用水路の水を活用した小規模発電所設置を目標とした取り組みが発表された。また、延岡地区においては、表示板を設置し観光浮揚に寄与したいと山崎副会長から発言があった。

議題2 「平成21年度建設経営基盤強化支援事業及びセミナー事業について」は、国は新分野事業を取りやめ、元気回復助成事業に一本化したので、継続して取組むかどうかについて図ったところ、平成20年度決定された32社について新分野進出の功罪についてアンケートを徴し、その結果で判断することとなった。

議題3 「平成20年度決算及び平成21年度予算案について」は、原案のとおり了承された。

議題4 「次回常務理事会の開催日時について」は、5月12日（火）10：00開会と決定した。

議題5 「その他」として、①「国土交通省が低入札価格調査基準価格の見直し」については、渡邊専務理事が資料4に基づき、現場管理費を10%上げ、予定価格の2／3～85%を70%～90%に引き上げがなされたことを説明した。



2. 下請事業者への配慮等について

国土交通大臣
経済産業大臣

米国発の世界的な金融危機の発生により、世界経済は急速に減速しており、我が国経済も、輸出や生産がかつてない速度で減少するなど、景気が急速に悪化しています。こうした中、中小・小規模企業は、売上げや受注の急速な減少に直面し、資金繰りが悪化するなど、一段と厳しい状況にあります。

こうした経済情勢を踏まえ、政府は、下請事業者保護の強化を重要な柱と位置づけ、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）の厳格な運用、違反行為への厳正な対処、相談体制の拡充等を進めております。

1. 振興基準の遵守について

政府は、従来より、下請事業者の経営基盤を強化する観点から、親事業者に対して、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく「振興基準」（別紙参照）の遵守を要請してきたところであります。

昨年11月にも下請事業者への配慮等について要請したところですが、昨年秋以降の、生産や受注の急速な減少を受け、中小・小規模企業の業況は一段と悪化しており、極めて厳しい状況にあることにかんがみ、貴団体におかれましては、下請事業者が現在置かれている状況を十分御理解いただき、貴団体所属の親事業者に対して、特に以下の項目を始めとして、「振興基準」の遵守につき幅広く周知していただくようお願いします。

(1) 経済情勢の急激な変化に伴う下請事業者への配慮（第6の2）の(3))

短期間ににおける経済情勢の急激な変化により、親事業者が影響を受ける場合には、その影響は極力親事業者自身が吸収するとともに、下請事業者に不当に転嫁しないよう努めるものとする。

(2) 長期発注計画の提示及び発注契約の長期化（第2の2）の(1))

親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者に対し、下請事業者が安定的かつ合理的な生産を行い得るよう、相当期間にわたる長期発注計画を提示するものとする。

(3) 取引停止の予告（第2の7))

親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引を停止し、又は大幅に取引を減少しようとする場合には、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、相当の猶予期間をもって予告するものとする。

(4) 下請代金の支払方法の改善（第4の4）の(1))

親事業者は、下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、これを行うものとする。また、下請代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。

2. 周知に関する具体的な取組について

また、「振興基準」の周知に当たりましては、貴団体所属の事業者に対して一層の徹底を図る観点から、例えば、貴団体の理事会等の会議の場で周知する、会報やホームページ等に掲載するなどの対応を図っていただくようお願いします。

3. ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）の利用について

現在、財団法人全国中小企業取引振興協会は、インターネットを利用した取引あっせんを行うビジネス・マッチング・ステーション（BMS）を運営しているところです。BMSは、取引あっせんの他、ビジネスパートナーの検索や、官公需情報の収集等も可能なシステムとなっていることから、是非、貴団体所属の事業者に対して、本システムへの参加を呼びかけていただくようお願いします。

なお、経済産業省では、「振興基準」を含む下請代金法、下請振興法の普及啓発を目的とした「下請取引改善講習会」を開催しております。貴団体傘下の親事業者に対して、上記講習会等への受講要請を行っていただくよう周知方よろしくお願いいたします。

振興基準をご存じですか？

下請企業を巡る経営環境が極めて厳しいことから、「振興基準」の趣旨を汲んで下請中小企業との良い関係の構築に努めて下さい。

下請中小企業振興法の「振興基準」には親事業者は下請事業者へ十分配慮すべきことを明記しています。

1. 経済情勢の急激な変化に伴う下請事業者への配慮

短期間にあける経済情勢の急激な変化により、親事業者が影響を受ける場合には、その影響は極力親事業者自身が吸収するとともに、下請事業者に不当に転嫁しないよう努めるものとする。

2. 長期発注計画の提示及び発注契約の長期化

親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者に対し、下請事業者が安定的かつ合理的な生産を行い得るよう、相当期間にわたる長期発注計画を提示するものとする。

3. 取引停止の予告

親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引を停止し、又は大幅に取引を減少しようとする場合には、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、相当の猶予期間をもって予告するものとする。

【お問い合わせ先】

中小企業庁取引課 TEL:03-3501-1511（代表）

中小企業庁HP <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinko.htm>

3. 平成21年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について

国土交通省大臣官房技術調査課長

建設工事の事故防止にあたっては、平成4年7月に「公共工事の発注における工事安全対策要綱」を策定し、その後、「土木工事安全施工技術指針」を改定し、また、平成8年1月から「事故データベース」の整備等を行ってきたところです。また、事故の減少・再発防止や請負者の安全管理の推進を支援することを目的として、平成12年2月に「建設工事事故対策検討委員会」（委員長 塩井幸武八戸工業大学名誉教授）を設置し、「事故データベース」を活用した様々な検討を行っているところです。

国土交通省においては、同委員会において特に事故が多発している墜落事故、重機事故、交通事故及び飛来落下事故について重点対策を実施することが提唱されたことなどを踏まえ、平成12年度から年度ごとに重点対策を実施してきたところです。今般、同委員会における検討などを踏まえ、平成21年度における重点対策として国土交通省の直轄土木工事を対象に下記の「I. 発注者が実施する対策」を実施することとしました。

貴団体におかれましては、工事全般にわたる事故防止の観点から「II. 関係業団体が実施する対策」について取り組んで頂けるようご協力願います。

記

I 発注者が実施する対策

1. 交通事故防止重点対策

- ・ 交通事故防止重点対策として、事故発生箇所の道路状況や工事の作業状況等の観点から事故発生原因の分析を行い、もらい事故防止に有効な安全設備等について検討する。
- ・ 一般通行車両の現道工事における交通事故の危険性について、道路利用者に周知するための方策について検討する。

2. 法面からの墜落事故防止重点対策

- ・ 法面からの墜落事故防止対策として、大規模または特殊法面工事においては、必要に応じて昇降設備の設置を推進し、適切に必要な費用を計上する。

3. 工事全般にわたる事故防止重点対策

- ・ ヒューマンエラーのうち近道・省略行動本能による事故を防止するため、近道・省略工事に起因する代表的な事故事例について分析し、具体的な事故防止対策を検討する。

4. 工事事故防止に係る広報活動の推進

- ・ 工事現場で請負者が行う工事事故防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）について、看板の設置などにより、現場作業員や周辺住民に周知することを安全協議会等において働きかける。

5. 安全活動の評価

- ・ 直轄工事において、請負者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評定の判断材料の1つとする。（各種チェックリストの活用等）

6. 重大災害防止重点対策

- ・ 重大災害の事例収集を行い、その発生傾向や原因について分析を行い、重大災害の防止に有効な事故防止対策について検討する。

II 関係業団体が実施する対策

1. 交通事故防止重点対策（平成13年度からの継続対策）

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して、現場の状況を十分勘案し、運転者の注意を喚起する効果的な方法（回転灯や電光表示板等）と車両の制動抑止を図る方法を組み合わせる等により、有効な交通事故対策を実施するよう働きかける。

2. 重機事故防止重点対策（平成13年度からの継続対策）

(1) ステッカー運動の推進

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して「誘導なしではバックしない」をうたったステッカーを貼付し、安全教育と効果的に組み合わせ、重機オペレーターの安全意識を高めることを推奨する。

(2) 重機との接触事故の防止対策の推進

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して、現場の状況を十分に勘案し、重機の接近を知らせる警報装置を有効に活用する等により、重機と作業員との接触事故防止対策を実施するよう働きかける。

3. 足場からの墜落事故防止重点対策

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して足場の施工計画の充実を図るよう働きかけるとともに、足場の組立完了時及び供用中の日々の安全管理に足場のチェックリスト等を現場に備え付けて効果的に活用し、十分な知識と経験を有する者により足場の点検を行うよう働きかける。

4. 法面からの墜落事故防止重点対策

(1) 昇降設備の設置の推進

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して親綱の固定箇所・安全帯付け替え箇所への安全な移動のため、大規模及び特殊法面工事においては、必要に応じて昇降設備を設置し、施工することを推奨する。

(2) 法面施工管理技術者の資格取得

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して作業計画及び作業の質の向上を目的として、法面施工管理技術者の資格の取得を推奨する。

(3) 斜面・法面工事用仮設設備に関する安全対策

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して、斜面・法面工事用の仮設設備を設置する場合には「JIS A 8972」（斜面・法面工事用仮設設備）が制定されたことが周知されるよう働きかける。

5. 各種事故共通重点対策

(1) 現場管理者、技能者、建設従事者等を対象とした安全教育の推進

ア 建設従事者に対する安全衛生教育の実施

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して労働者の不安全行動の防止の観点から労働者が守らなければならない事項等を周知徹底するため厚生労働省が推奨している建設業労働災害防止

協会が定める指針に基づく建設従事者に対する安全衛生教育を受けるよう働きかける。なお、直轄工事においては、引き続き一定規模以上（常時労働者が20人以上）の現場では、例えば、外部機関（建設業労働災害防止協会等）を活用した当該教育を実施するよう働きかける。

イ 技能者等に対する再教育の推進

- ・ 関係業団体は、就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者の配置のみならず、資格取得後一定期間経過した資格者については、次に掲げる再教育を受けるよう働きかける。
 - ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転業務従事者、移動式クレーン運転士、玉掛け業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

ウ 現場管理者等に対する教育の推進

- ・ 関係業団体は、職長又は安全衛生責任者については、労働安全衛生法第60条等に基づく職長・安全衛生責任者教育を受けるよう働きかける。

エ 工事完成時に安全教育の受講状況を発注者に提出するよう働きかける。

(2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の導入の推進

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS：コスモス）」等を導入するよう働きかける。

(3) 表彰制度の推進

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して安全管理に努めた人を表彰する等の各社が実施している安全意識向上運動をさらに推進するよう働きかける。

(4) 工事事故防止に係る広報活動の推進

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して現場における請負者が行う工事事故防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）に関する看板等の設置を推進することにより、工事現場の事故防止の取り組みについて現場作業員や周辺住民に周知するよう働きかける。

(5) 安全活動に係る創意工夫の成果の提出

- ・ 関係業団体は会員各社に対して、工事完成時に上記対策の実施など安全活動に係る創意工夫の成果を発注者に提出するよう働きかける。

雇用改善コーナー

1. 平成21年度「雇用管理研修」の実施について

独立行政法人雇用・能力開発機構
宮崎センター統括所長

当センターの業務運営につきましては、日頃から格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。さて、下記により「雇用管理研修（普通コース）」を実施することといたしましたので、貴協会会員様あてご案内いただきますようお願い申し上げます。また、本研修は建設事業主建設雇用改善助成金（雇用管理研修等の実施）の対象となりますので、併せてご案内いただくようお願い申し上げます。

記

I 雇用管理研修

1. 開催日時・会場

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 6月2日（火）9:30～16:30 | 都城地区建設業協会会議室（普通コース） |
| 6月16日（火）9:30～16:30 | 延岡地区建設業協会会議室（普通コース） |
| 6月23日（火）9:30～16:30 | 日南地区建設業協会会議室（普通コース） |
| 6月30日（火）9:30～16:30 | 宮崎地域職業訓練センター研修室（普通コース） |

※「専門コース」については、宮崎にて11月開催を予定していますので、別途ご案内いたします。

2. 受講対象者

雇用管理責任者、その他の建設業従事者、建設事業主の方

3. 研修内容

- ①建設業退職金共済制度について
- ②「経営管理責任者の専任と事業継承」に関する諸問題点のポイント（基礎編）
- ③職場でのトラブルを未然に防ぐために
- ④建設雇用改善助成金制度について

4. 受講料・教材費

無料 各会場とも50名程度

5. 定員

6. 申込み方法・締め切り

「雇用管理研修」受講申込書により、全会場とも5月15日（金）までに、宮崎センター業務課雇用管理係あてFAXにてお申込みください。

※申込書の氏名、生年月日を修了証書に記載しますので、正確にご記入ください。

※申込み後の受講者の変更は、申込書に「変更」と付記して再度お申込みください。

※雇用保険適用事業所番号を必ず記入してください。

※受講申込書 県協会HP掲載

7. 建設事業主雇用改善推進助成金について

「建設事業主雇用改善推進助成金受給資格認定申請書」により、同じく5月15日までにお申込みください。

※申請書、県協会HP掲載

8. 昼食

各自で準備してください。

9. 駐車場

駐車台数に制限があるので、できるだけ乗り合わせてお越しください。

10. 修了証書研修修了後、修了証書を事業所あて郵送いたします。

II 建設教育訓練助成金等相談会のご案内

※ 建設教育訓練助成金等の各種助成金相談会を、各地区協会にて7月以降に開催する予定としていますので、別途ご案内いたします。

【問い合わせ先】

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター

業務課雇用管理係 担当:川崎

TEL 0985-51-1590 FAX 0985-51-1509

2. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内

助成金を利用して働きやすい職場づくりをしませんか？

雇用改善実施計画を作成し、次の事

1 雇用管理責任者等の選任・配置等

※雇用管理研修等は必ず実施又は受講してください。

- 例えは
- 雇用管理研修や職長研修を受講させる場合
 - 各専門工事業団体が実施する「基幹技能者認定講習」を受講させる場合 などに賃金の一部が支給されます。

(支給額…雇用管理研修等の受講ごとに、賃金上限5000円／1人1日（6日分を限度）)

2 建設労働者の募集・採用を円滑に行うための新たな取組

- 例えは
- 求人情報誌等へ求人広告を掲載する場合(求人募集と併せて建設業の魅力をアピールするもの)
 - 就職説明会を開催、又は就職説明会へ参加する場合 などにその経費の一部が支給されます。

(支給額…経費の1/2相当額（100万円を限度）)

3 高年齢労働者・女性建設労働者の活躍を促進する取組

- 例えは
- 高年齢労働者等に配慮した待遇制度（継続雇用制度等）や、労働環境の整備をするために検討・調査をする場合 などにその経費の一部が支給されます。

(支給額…経費の1/2相当額（100万円を限度）)

4 魅力ある職場づくりのための取組

- 例えは
- 工事現場で作業員宿舎を賃借する場合
 - 工事現場で食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所、シャワー室を賃借する場合
 - 賃金体系・退職金制度の整備をするために検討・調査する場合 などにその経費の一部が支給されます。

(支給額…経費の1/2相当額（100万円を限度）)

建設事業主雇用改善推進助成金は、中小建設事業主のみなさまの雇用改善の取組を支援するために平成20年度に新設されました。

雇用管理の課題をご検討されたうえで、下記の助成対象項目を盛り込んだ年間計画を作成し、独立行政法人雇用・能力開発機構の認定を受けていただき、その計画に沿って雇用改善の取組を行った場合、助成金が支給されます（1事業年度につき200万円の支給限度額があります）。

業を実施（計画の変更は隨時可能）

5 期間雇用労働者の雇用改善

- 例え** ●1ヶ月以上1年末満の期間を定めて雇用される建設労働者の健康診断を実施する場合などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（50万円を限度）)

6 社会保険労務士等の利用

- 例え** ●上記1～5の取組のために社会保険労務士等のコンサルティングを受ける場合などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（50万円を限度）)

建設事業主雇用改善推進助成金の活用事例

A社は、管工事業を営む中小建設事業主であるが、会社内の年齢構成が偏っていることから若年技術者の採用のための企業案内を作成するとともに職場環境を整備するため工事現場にシャワー室を設置したいと考えていた。そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談を行ったところ、建設事業主雇用改善推進助成金を利用できることが分かり、併せて、雇用管理責任者の重要性を知り、雇用管理研修も受講することにした。

雇用改善実施計画を作成し、センターへ認定申請を行い、実施時期に応じて（四半期毎）支給請求した結果、年間で当該事業にかかった費用710,000円のうち355,000円の助成を受けることができた。

※事業の内容によって助成金を受けられない場合があります。

(今回の事例の内訳)	
【A社負担額】	【助成額】
企業案内の作成経費 300,000円×2	300,000円×1/2=150,000円×2
シャワー室の設置経費	
65,000円(※イ)×6ヶ月=390,000円×2 ※イ)=1ヶ月当たりの賃料	390,000円×1/2=195,000円×2
雇用管理研修の受講経費	
10,000円(※ロ)×1回×2名=20,000円×3 ※ロ)=受講者（監理研修の受講者）の通常の賃料	10,000円(※ル)×0.8=8,000円 8,000円×5,000円(※ニ)のうち 5,000円(※ニ)×1回×2名=10,000円×2 (※ル)=就職面接した会社の1人当たりの平均賃料 (※ニ)=通常日額の支給額
合計	
実施経費 710,000円 (1+2+3)	助成額 355,000円 (1+2+3)

機構の取り扱う助成金についてインターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

3. 建設教育訓練助成金のご案内

助成金を利用して建設労働者の技能向上を図りませんか？

例えば、従業員に下表の労働安全衛生法に定められた技能講習・教習を登録教習機間に委託して受けさせた場合

技能講習	教習
酸素欠乏危険作業主任者技能講習	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	
床上操作式クレーン（5t以上）運転技能講習	クレーン運転実技教習
小型移動式クレーン（1t以上5t未満）運転技能講習	
ガス溶接技能講習	
車両系建設機械 （整地・運搬 ・積込用 及び掘削用）運転技能講習	
車両系建設機械（解体用）運転技能講習	移動式クレーン運転実技教習
車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習	
不整地運搬車（1t以上）運転技能講習	
高所作業車（10m以上）運転技能講習	
玉掛け技能講習	

経費及び賃金の一部を雇用・能力開発機構が

助成

します。

※助成に当たっては一定の条件があります。

機構の取り扱う助成金について

インターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

信頼される仕事は 安心できる職場から

建設教育訓練助成金（第2種、第4種技能実習）の活用事例

A社は、土木工事業を営む雇用保険料率1000分の18を負担する中小建設事業主であるが、従業員の能力開発のため、講習経費を負担したり、出勤扱いで講習を受けさせる等、資格取得に力を入れている。今回、5名の従業員に「車両系建設機械運転技能講習」の修了を目指し、登録教習機関で6日間の講習を受講させることにした。

そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ建設教育訓練助成金（第2種、4種技能実習）を利用できることが分かった。

受講後（2ヶ月以内）に支給請求した結果、当該講習にかかった費用800,000円のうち500,000円の助成を受けることができた。

（今回の事例の内訳）

【A社負担額】	【助成額】
第2種（経費助成）	
100,000円（※イ）×5名=500,000円…① （※イ）=1人当たりの受講料100,000円	500,000円×70%=350,000円…③
第4種（賃金助成）	
9,000円（※ロ）×6日間×2名=108,000円 10,000円（※ロ）×6日間×1名= 60,000円 11,000円（※ロ）×6日間×2名=132,000円 合計300,000円…② （※ロ）=受講者（雇用保険の被保険者）の通常の賃金日額	10,000円（※ハ）×0.8=8,000円 8,000円>5,000円（※ニ）のため 5,000円（※ニ）×6日間×5名=150,000円…④ （※ハ）=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 （※ニ）=賃金日額の支給限度額
合 計	
実施経費 800,000円（①+②）	助成額 500,000円（③+④）

※建設教育訓練助成金（第2種、第4種）の助成を受けるには、「雇用保険料率が18/1000であること」「受講者が雇用保険被保険者であること」「会社が費用を負担していること」等、一定の条件を満たす必要があります。

また、講習の種別や時間数等により助成金が受けられない場合もあります。

※平成20年度から建設教育訓練助成金の一部を拡充しました。

【建設教育訓練助成金（第2種技能実習）の主な改正ポイント】

- (1) 機構が別に指定する労働安全衛生法に定められた技能講習・教習及び危険再認識教育について
 - 受講開始2週間前までに行う認定申請の手続きを廃止しました。
- (2) 事業主自らが行う技能実習（特別教育、有資格者に対する再訓練、技規検定の事前講習等）について
 - 登録教習機関に委託して実施する場合も助成対象としました。なお、受講開始2週間前までに認定申請の手続きが必要です。
 - 指導員謝金が1人1時間当たり10,000円の指導員に（社）全国技能士会連合会長が認定した「全技能マイスター」を加えました。
- (3) その他
 - 実習実施日の要件を7日以内から1ヶ月以内に延長しました。ただし、一の技能実習について最長でも1ヶ月以内に修了しなければなりません。
 - 支給請求の期限を受講後1ヶ月以内から2ヶ月以内に延長しました。

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

4. 雇用調整助成金制度の拡充について

雇用調整助成金制度の拡充について ～労働者の解雇等を行わない事業主に対して助成率を上乗せします～

◆助成金制度の拡充の概要◆

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、その雇用する労働者や役務の提供を受けている派遣労働者の雇用の安定を図るため、休業等の実施により雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を受給する事業主のうち、解雇等を行わない事業主の助成率を上乗せします。

◆支給手続き等◆

通常の雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の受給手続きに加え、支給申請書の提出時に雇用維持事業主申告書を併せて提出することが必要です。

◆助成率上乗せ要件◆

助成率は、以下の要件を満たした場合に上乗せします。

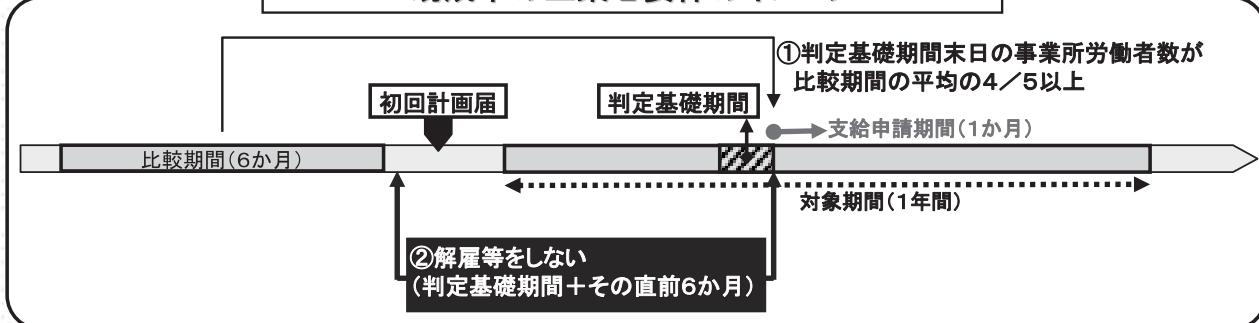
- ① 判定基礎期間(賃金締切期間)の末日における事業所労働者数が、比較期間(初回計画届提出日の属する月の前月から遡った6か月間)の月平均事業所労働者数と比して $4/5$ 以上であること
- ② 判定基礎期間(賃金締切期間)とその直前6か月の間に事業所労働者の解雇等(有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。)をしていないこと

◆助成率◆

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金について、それぞれ以下のとおり助成率を上乗せします。

	[通常の助成率]	[上乗せ後]
雇用調整助成金	$2/3$	$3/4$
中小企業緊急雇用安定助成金	$4/5$	$9/10$

助成率の上乗せ要件のイメージ



★詳細については、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください★

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク(公共職業安定所)

技士会

1. 『監理技術者の講習会』の日程について

建設業法の一部改正により、平成16年3月1日より講習を受講しなくても「監理技術者資格者証」が更新のみで交付されるようになりました。

(但し、公共事業を施工される方は今までどおり受講しなければなりません)

平成21年度も昨年に引き続き宮崎県土木施工管理技士会主催で下記のとおり4回開催いたしますので、自分の都合のいい日に受講してください。

日 程	会 場
① 平成21年5月20日(水)	「宮崎県職業能力開発協会」宮崎市 学園木花台
② 平成21年8月5日(水)	〃
③ 平成21年11月18日(水)	〃
④ 平成22年2月10日(水)	〃

監理技術者とは

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は、「監理技術者」を工事現場に置かなければなりません。

平成20年4月1日から建設業法施行規則の施行に伴い、経営事項審査での監理技術者講習受講者には「6点」加点されるなど、監理技術者を対象とした優遇評価や技術力評価に向けた法改正がされました。また、Z(技術力評価)における技術者の重複カウントは一人あたり2業種までに制限されるほか、1級施工技術者のうち未受講者は「5点」と2段階で評価されるようになった。

2. 平成21年度土木施工管理技術検定試験 2級学科試験受験準備講習会開催のご案内

「C P D S認定」

最近の建設工事は規模も構造も大型化、複雑化し、また監理技術者の専任制が強化されていることなどから多くの資格者を保有することが企業にとっても大切なことであります。

土木施工管理技士の国家資格取得を目指す技術者、皆様方のために2級土木施工管理技術検定試験の受験準備などから、講習会を今年度も『技士会』主催・県建設業協会のご後援により開催することになりました。

その準備といたしまして、下記のとおり講習会を計画いたしましたので多数ご参加されますようご案内いたします。

なお、日程等につきましては下記のとおりですので、準備方お願い致します。

日 程 平成21年7月22日(水)～平成21年7月24日(金) …… 1回目
平成21年7月29日(水)～平成21年7月31日(金) …… 2回目
2級 学科講習 3日間を2回開催
場 所 宮崎市橘通東2丁目9番19号 宮崎県建設会館
問合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 (TEL 0985-31-4696)

社内の情報がスムーズに流れない会社は必ず崩壊する

建退共

1. 建退共宮崎県支部からのお知らせ

建退共は、中小企業建設現場で働く方々の福祉増進をはかる
退職金制度を支援します。

※ 5つの特徴

- ①国の制度なので安全確実かつ簡単
- ②退職金は企業間を通算して計算
- ③国が掛金の一部を補助
- ④掛金は損金扱い
- ⑤運営費は国が補助



◎ 平成20年建退共宮崎県支部の事業概況について

- ①建退共加入企業の数（12月31日現在）……………3,424社
- ②建退共被共済者数（手帳を持っている方）
（12月31日現在）……………47,957名
- ③建退共退職金の支払件数及び金額（平成20年中）
 - 支払件数……………2,242件
 - 支払総額……………18億230万円
 - 1人当たり平均支払額……………80万円

☆ 建退共に加入している皆様に

- ①証紙貼付状況（1日310円）の確認を定期的にしましょう。
- ②現場を変わるとときは、手帳を忘れずに受け取りましょう。
- ③建設業界を引退したら、忘れずに退職金を請求しましょう。
- ④退職金は、手帳に貼られた証紙が500日以上で請求できます。

★ 建退共全員加入で明るい職場（加入率のアップ）★
★ お疲れさまに貼る1枚（手帳更新率のアップ）★

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（3月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数
2月末計	社 3,430	名 47,990
加入	5	72
脱退	43	215
3月末計	3,392	47,847

区分 月別	手帳更新 状況	退職金支給状況		掛金収納状況 (2月分)
前年度累計	冊 355,150	件 37,594	千円 21,004,125	千円 109,692,908
当月分	714	117	91,000	56,933
本年度分	9,698	2,194	1,767,683	657,203
累計	364,848	39,788	22,771,808	110,350,111

注：掛金収納額は21.2月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（3月分）

1. 適用

（平成21年3月末現在）

設立事業所数	加入員数		
	男	女	計
366社	4,138人	646人	4,784人

2. 給付

裁定状況

（平成21年3月末現在）

	当月分		年度累計	
	件数	金額	件数	金額
第1種退職年金	5	2,276,100	90	48,885,900
第2種退職年金	19	4,374,800	364	69,504,300
選択一時金	6	3,600,900	131	86,979,200
脱退一時金	18	3,141,400	412	80,436,400
遺族一時金	0	0	11	5,196,200

3. 年金経理（保有資産・時価）

（平成21年3月末現在）

信託資産	12,335,094,697 円
合計	12,335,094,697 円

建 災 防

1. 労働安全衛生規則の改正に伴う「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」の御案内について

今回、足場等からの墜落防止等の対策の強化を図るため、足場、架設通路及び作業構台からの墜落防止措置等に関し、労働安全衛生規則の一部が改正されました。改正された規則は平成21年6月1日から施行されます。

本教育は「労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」に基づくもので、平成21年6月に施行される改正労働安全衛生規則を踏まえた内容としています。

1. 講習の対象者

足場の組立て等作業主任者技能講習修了者（※申込時に、修了証のコピーを添付して下さい。）

2. 開催日時及び会場

講習日時	C P D S 登録番号	講習会場
平成21年7月29日（水）	49259	延岡地区建設業協会（延岡市愛宕町2丁目32番地）
平成21年8月10日（月）	49260	宮崎県職業能力開発協会（宮崎市学園木花台西2-4-3・宮大前）

*各会場とも、午前8時30分受付 9時開講です。

*各会場駐車場有

3. 講習科目及び時間

科 目	範 囲	時 間
○最近の足場、部材等及びそれらの管理 ○手すり先行工法ガイドライン	○足場、部材等の種類と特徴 ○部材の選択と管理 ○手すり先行工法ガイドラインの概要	1 時間
○足場の組立て等の安全施工と保守管理	○足場の強度計算の方法 ○組立て、変更等の基本的事項と留意事項 ○組立て、変更時の点検のポイントと記録等 ○組立て、変更後等の保守管理	4 時間
○災害事例及び関係法令	○災害事例とその防止対策 ○労働安全衛生法令のうち、足場の組立て等に関する条文（省令の改正部分を含む）	2 時間
合 計		7 時間

4. 受講料及びテキスト代

会 員 7,600円（受講料6,000円、テキスト代1,600円）

非 会 員 8,600円（受講料7,000円、テキスト代1,600円）

5. 修了証

全科目修了者には「足場の組立て等作業主任者能力向上教育修了証」を交付します。

6. 受講手続

- (1) 受付は申し込み順とし、定員になり次第締め切ります。(FAX可)
- (2) 欠席された場合、受講料金は返還致しません。
- (3) テキストは、受付会場でお渡します。
- (4) 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。

2. 宮崎労働局からのお知らせ！

(1) 平成21年度労働保険年度更新説明会日程

監督署 安定期所	月 日	曜 日	時 間	対象事業	会 場 名	
					名 称	所 在 地
宮崎署 宮崎所	6月8日	月	10:00～12:00	建設業・林業	J A・A Z Mホール (本館大ホール)	宮崎市霧島1丁目1-1 TEL 0985-31-2000
	6月8日	月	13:30～15:30	一般事業 (建設業・林業以外)	J A・A Z Mホール (本館大ホール)	宮崎市霧島1丁目1-1 TEL 0985-31-2000
高鍋署 高鍋所	6月12日	金	10:00～12:00	全事業	高鍋町美術館 (多目的ホール)	高鍋町大字南高鍋6916-1 TEL 0983-23-8887
	6月12日	金	14:00～16:00	全事業	西都市コミュニティセンター (3階研修室)	西都市聖陵町2丁目26 TEL 0983-43-1111(代)
延岡署 延岡所	6月9日	火	13:30～15:30	全事業	高千穂町自然休養村管理センター (第1・第2研修室)	高千穂町大字三田井1498 TEL 0982-72-4723
	6月10日	水	13:30～15:30	全事業	延岡総合文化センター (小ホール)	延岡市東浜砂町611-2 TEL 0982-22-1855
日向所	6月11日	木	13:30～15:30	全事業	日向市中央公民館 (ホール)	日向市中町1-31 TEL 0982-53-6867
都城署 都城所	6月11日	木	13:30～15:30	全事業	都城市総合文化ホール (中ホール)	都城市北原町1106-100 TEL 0986-23-7140
	6月10日	水	13:30～15:30	全事業	小林市文化会館 (小ホール)	小林市大字細野1650 TEL 0984-23-7400
日南署 日南所	6月10日	水	14:00～16:00	全事業	南郷ハートフルセンター (小ホール)	日南市南郷町中村乙7051-25 TEL 0987-64-0310

※説明会には、送付された封筒をご持参下さい。同封の書類に添って説明いたします。

※説明会は、社会保険の算定基礎届説明会も併せて実施いたします。

※労働保険料等申告書は、別途開催する集合受付会場でご提出願います。

(2) 平成21年度集合受付会場日程表（個別事業場）

監督署	安定期所	月 日	曜日	時 間	会 場 名	
					名 称	所 在 地
宮崎署	宮崎所	6月22日	月	9:00~16:00	J A・A Z Mホール (本館大ホール)	宮崎市霧島1丁目1-1 TEL 0985-31-2000
		6月23日	火	9:00~16:00	J A・A Z Mホール (本館大ホール)	宮崎市霧島1丁目1-1 TEL 0985-31-2000
高鍋署	高鍋所	6月17日	水	10:00~15:00	高鍋町中央公民館 (作業室・娯楽室)	高鍋町大字上江1138 TEL 0983-23-0048
		6月18日	木	10:00~15:00	西都市コミュニティセンター (3階研修室)	西都市聖陵町2丁目26 TEL 0983-43-1111(代)
延岡署	延岡所	6月19日	金	11:00~14:30	西米良村基幹集落センター (ホール)	西米良村大字村所15 TEL 0983-36-1111
		6月16日	火	10:00~16:00	カルチャープラザのべおか社会教育センター (1階研修室1)	延岡市本小路39-1 TEL 0982-22-7032
日向署	日向所	6月17日	水	10:00~16:00	カルチャープラザのべおか社会教育センター (1階研修室1)	延岡市本小路39-1 TEL 0982-22-7032
		6月18日	木	10:00~15:00	高千穂建設会館(小会議室)	高千穂町大字三田井86-2 TEL 0982-72-3128
都城署	都城所	6月19日	金	10:00~15:00	高千穂建設会館(小会議室)	高千穂町大字三田井86-2 TEL 0982-72-3128
		6月22日	月	10:00~15:00	日向市文化交流センター(会議室)	日向市中町1-31 TEL 0982-54-6111
小林署	小林所	6月23日	火	10:00~15:00	日向市文化交流センター(会議室)	日向市中町1-31 TEL 0982-54-6111
		6月24日	水	10:00~15:00	美郷町西郷ニューホープセンター (大会議室)	美郷町西郷区田代1870 TEL 0982-66-2130
日南署	日南所	6月25日	木	10:00~16:00	都城市総合文化ホール (会議室1)	都城市北原町1106-100 TEL 0986-23-7140
		6月26日	金	10:00~16:00	都城市総合文化ホール (会議室1)	都城市北原町1106-100 TEL 0986-23-7140
日南署	日南所	6月18日	木	10:00~15:00	えびの市文化センター (団体室)	えびの市大明司2146-2 TEL 0984-35-2268
		6月19日	金	10:00~15:00	小林市文化会館 (会議室1・2)	小林市大字細野1650 TEL 0984-23-7400
日南署	日南所	6月18日	木	9:00~16:00	日南労働基準監督署 (2階会議室)	日南市戸高1-3-17 TEL 0987-23-5277
		6月19日	金	10:00~15:00	串間市中央公民館 (第1講義堂)	串間市大字西方9050 TEL 0987-72-1846

※納付については、受付待ち時間の短縮を図るため、金融機関での納付をお願いいたします。

火薬協会

1. 火薬関係保安講習会の受付開始！

平成21年の保安講習会を下記のとおり開催いたします。早めに申込を行ってください。

会場の定員を越えたときは、他の会場に変更になることがあります。

今一度、保安手帳の次回受講期限年月日を確認してください。

月 日	曜	会 場	講 習 会 種 別	定 員
5月28日	木	宮崎県建設会館	責任者・従事者・再教育	80名
6月4日	木	高千穂地区建設業協会	責任者・従事者	120名
6月11日	木	都城地区建設業協会	責任者・従事者	120名
7月16日	木	宮崎県建設会館	受験者養成講習（技術）	40名
7月17日	金	宮崎県建設会館	受験者養成講習（法令）	40名
7月23日	木	日向地区建設業協会	責任者・従事者	120名
7月30日	木	日南地区建設業協会	責任者・従事者	80名
8月6日	木	西都地区建設業協会	責任者・従事者	110名
8月27日	木	小林地区建設業協会	責任者・従事者	80名
9月10日	木	宮崎県建設会館	責任者・従事者・再教育	80名
9月17日	木	日向地区建設業協会	責任者・従事者	120名
9月30日	水	高千穂地区建設業協会	責任者・従事者	120名
10月1日	木	延岡地区建設業協会	責任者・従事者	100名
10月22日	木	高鍋地区建設業協会	責任者・従事者	90名
11月19日	木	宮崎県建設会館	責任者・従事者	80名
12月10日	木	宮崎県建設会館	責任者・従事者・再教育	80名

※ 講習時間

- ・ 再 教 育 講 習 10:00～17:00
- ・ 責任者保安教育講習 13:00～17:00
- ・ 従事者保安教育講習 13:00～16:00
- ・ 受験者対象養成講習 09:00～16:30

ただし、10月1日の延岡での講習は、09:30～14:30

※ 講習会受講申込みをされますと、講習会の1週間前ころに受講番号をお知らせしますので、受講票に記入し、保安手帳と共に当日受付に提出してください。

なくそう ふせごう 火薬事故 未然に防ぐ再チェック

2. 火薬類関係資格試験の案内

火薬類取締法に基づく火薬類取扱保安責任者等の本年度の知事試験は、次のとおり実施いたします。

(1) 試験の種類（三種類）

- ア 甲種火薬類取扱保安責任者試験
- イ 乙種火薬類取扱保安責任者試験
- ウ 丙種火薬類製造保安責任者試験

(2) 試験日時・場所

日 時 平成21年8月23日（日曜日）

甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験は、午後1時～午後3時

丙種火薬類製造保安責任者試験は、午後1時～午後3時30分

場 所 宮崎サザンビューティ美容専門学校5階（宮崎駅前）

(3) 願書受付期間

平成21年6月23日（火）から平成21年7月2日（木）まで

郵送による場合は、7月2日（木）の消印のあるものまで有効です。

(4) 受験資格

学歴、経験、居住地を問いません。

(5) 試験課目

ア 甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験は、次の2科目です。

- ① 火薬類取締りに関する法令
- ② 一般火薬学

イ 丙種火薬類製造保安責任者試験は、次の5科目です。

- ① 火薬類取締りに関する法令
- ② 信号焰管、信号火せん又は煙火（原料用火薬及び爆薬を含む）製造工場保安管理技術
- ③ 信号焰管、信号火せん又は煙火（原料用火薬及び爆薬を含む）製造方法
- ④ 火薬類性能試験方法
- ⑤ 一般教養科目

(6) 提出書類

ア 受験願書、受験票（郵便はがき）及び受験票控、写真

イ 住民票抄本

ウ 試験課目の免除を希望する者は、免除申請に関する書類。

(7) その他詳細は、火薬保安協会に問い合わせてください。

問合せ先 宮崎県火薬保安協会 0985-25-4678

火薬類 盜難防止は記帳と施錠

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（3月分）

西日本建設業保証㈱
宮 崎 支 店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成20年度	619	51.0%	26,952	9.9%	5,534	▲3.4%	164,302	▲2.8%
平成19年度	410	▲18.0%	24,535	32.5%	5,731	▲11.9%	169,054	▲8.3%
平成18年度	500	▲70.2%	18,512	▲59.3%	6,504	▲22.0%	184,400	▲11.0%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

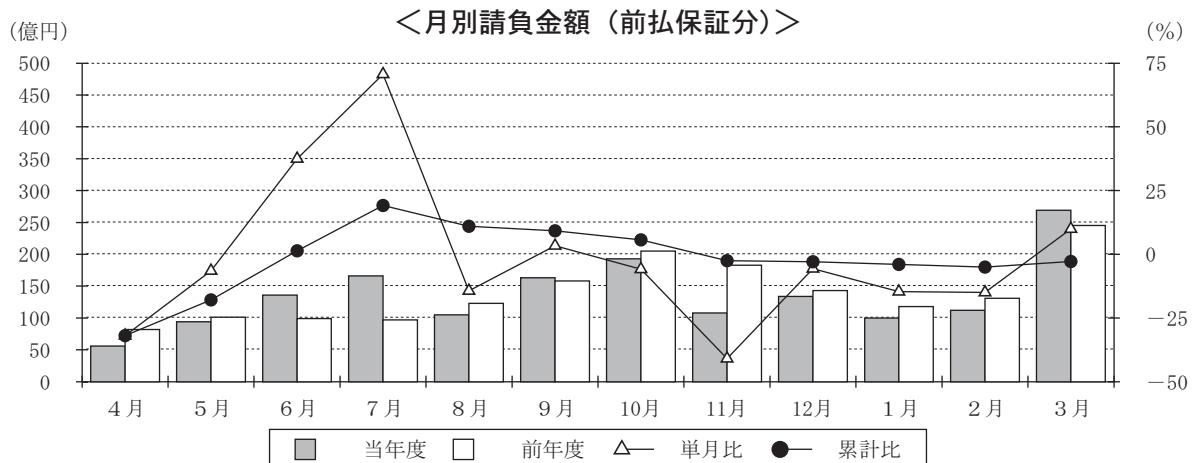
(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	66	16,354	31.1%	60.7%	490	53,196	15.2%	32.4%
独立行政法人等	5	255	4096.1%	1.0%	74	13,438	33.3%	8.2%
県	407	8,307	67.7%	30.8%	2,233	49,974	▲8.2%	30.4%
市町村	140	2,023	▲63.2%	7.5%	2,685	44,442	▲17.3%	27.0%
その他の	1	11	▲99.3%	0.0%	52	3,250	▲30.0%	2.0%
計	619	26,952	9.9%	100.0%	5,534	164,302	▲2.8%	100.0%

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	152	7,519	38.2%	27.9%	1,223	41,818	11.5%	25.5%
高 岡	22	866	849.5%	3.2%	190	5,307	53.5%	3.2%
西 都	23	464	161.6%	1.7%	270	5,536	37.8%	3.4%
高 鍋	30	546	▲48.6%	2.0%	260	8,093	▲24.7%	4.9%
日 南	48	3,467	▲19.4%	12.9%	476	15,929	28.7%	9.7%
串 間	13	323	▲19.8%	1.2%	195	3,306	▲27.8%	2.0%
都 城	55	1,003	23.2%	3.7%	680	14,691	▲24.3%	8.9%
小 林	57	1,317	▲66.7%	4.9%	512	11,159	▲9.1%	6.8%
日 向	93	1,940	▲11.2%	7.2%	787	20,381	▲15.8%	12.4%
延 岡	62	8,395	80.2%	31.2%	568	30,743	▲4.6%	18.7%
西 臼 斧	64	1,107	▲23.3%	4.1%	373	7,334	▲11.3%	4.5%
計	619	26,952	9.9%	100.0%	5,534	164,302	▲2.8%	100.0%



試験・研修等のご案内

1. 平成21年度建設業経理検定試験のご案内

当振興基金では、従来より建設業会計の知識習得を目的とした建設業経理検定試験を実施しています。平成18年4月に法令が改正されたことにより、建設業法施行規則第18条の3に規定する国土交通大臣の登録経理試験制度が創設され、当基金が行う1級及び2級の検定試験は「建設業経理士検定試験」として年2回実施しています。3級及び4級の検定試験は、当基金独自の資格試験として、従来通り「建設業経理事務士検定試験」として年1回実施しています。

なお、平成20年4月より実施されている新しい経営事項審査における「公認会計士等数」については、従来通り1級及び2級建設業経理士（1級及び2級建設業経理事務士含む）が評価されています。また、上記の評価に加え、1級建設業経理士（1級経理事務士含む）については新たに設定された「監査の受審状況」において、社内の経理実務責任者として自主監査する場合に評価の対象とされることになりました。建設業界において大変意義深い資格試験でございますので、是非この機会にお申し込みいただきますようお願いいたします。

1. 試験日程

(1) 上期試験：第6回建設業経理士検定試験（1級・2級）

受験申込受付期間 平成21年5月11日（月）～5月31日（日）〔消印有効〕

※申込書配布期間：平成21年4月27日（月）～5月29日（金）

試験日 平成21年9月13日（日）

合格発表日 平成21年11月10日（火）

(2) 下期試験：第7回建設業経理士検定試験（1級・2級）

第29回建設業経理事務士検定試験（3級・4級）

受験申込受付期間 平成21年11月10日（火）～11月30日（月）〔消印有効〕

※申込書配布期間：平成21年10月26日（月）～11月30日（月）

試験日 平成22年3月14日（日）

合格発表日 平成22年5月10日（月）

2. 受験資格

どなたでも、希望の級を受験することができます。

3. 試験の内容及び程度

各試験級の内容と程度は下表のとおりです。なお、1級は原価計算、財務諸表、財務分析の3科目から成る科目合格制をとっており、有効期限内に3科目全てに合格すると1級資格者となります。

級別	内 容	程 度
1級	建設業原価計算、財務諸表論及び財務分析	上級の建設業簿記、建設業原価計算及び会計学を修得し、会社法その他会計に関する法規を理解しており、建設業の財務諸表の作成及びそれに基づく経営分析が行えること。
2級	建設業の簿記・原価計算及び会社会計	実践的な建設業簿記、基礎的な建設業原価計算を修得し、決算等に関する実務を行えること。
3級	建設業の簿記・原価計算	基礎的な建設業簿記の原理及び記帳並びに初步的な建設業原価計算を理解しており、決算等に関する初步的な実務を行えること。
4級	簿記のしくみ	初步的な建設業簿記を理解していること。

4. 試験日の時間割・試験時間等

試験日の時間割・試験時間・出題数は下表の通りです。試験の時間割・開始時刻等は上期試験と下期試験で異なりますのでご注意ください。

【上期】

時間割	1時限目	2時限目	3時限目
試験級 (試験時間・出題数)	1級財務諸表 (9:30~11:00・5題)	1級財務分析 (12:00~13:30・5題)	1級原価計算 (14:30~16:00・5題)
	—	2級 (12:00~14:00・5題)	—

※3級・4級は特別研修にて募集しています。

【下期】

時間割	1時限目	2時限目	3時限目
試験級 (試験時間・出題数)	1級財務諸表 (9:30~11:00・5題)	1級財務分析 (12:00~13:30・5題)	1級原価計算 (14:40~16:10・5題)
	4級 (9:30~11:00・4題)	3級 (12:00~14:00・5題)	2級 (14:40~16:40・5題)

5. 複数受験

1級は、1科目受験のほか、2科目または3科目の受験が可能です。また、「2級と3級」、「3級と4級」の組み合わせによる受験も可能ですが、これ以外の組み合わせによる複数受験（例えば1級各科目と2級の組み合わせ）はできません。

なお、複数の級・科目をお申し込みされる場合でも、申込書は1枚でお申し込みできます。

6. 試験地

全国主要都市で実施します。

7. 受験料（消費税込）

1級（1科目）	7,200円	1級（2科目）	10,300円
1級（3科目）	13,300円	2級	6,100円
3級	5,100円	4級	4,100円
2級・3級	11,200円	3級・4級	9,200円

※上記受験料のほか、「受験申込書」を入手されて申し込みされる場合は、申込書代として300円（消費税込）が必要となります。また、インターネットで申し込みされる場合は、申込書代は不要ですが、決済手数料として300円（消費税込）が必要です。

8. 申込方法

検定試験の申し込みは、以下の2つの方法があります。

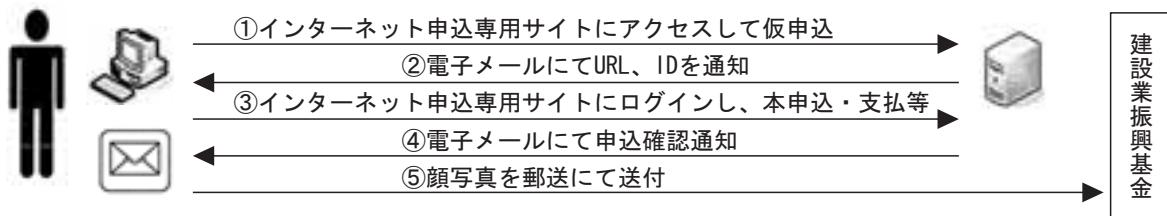
Ⓐ インターネットによる申し込み

- ・E-mailアドレスが必要となります。
- ・支払方法はクレジットカード決済またはコンビニ決済のいずれかです。
- ・写真のみ普通郵便等で郵送（※写真送付免除の場合があります。詳しくは「9.写真送付の免除」をご覧ください）

Ⓑ 「受験申込書」郵送による申し込み

- ・申込書の入手が必要です。
- ・支払方法は郵便局またはゆうちょ銀行での払い込みとなります。
- ・受験申込書・写真・振替払込受付証明書を「簡易書留」郵便にて郵送
(※写真送付免除の場合があります。詳しくは「9.写真送付の免除」をご覧ください)

Ⓐ インターネットによる申し込みの流れ

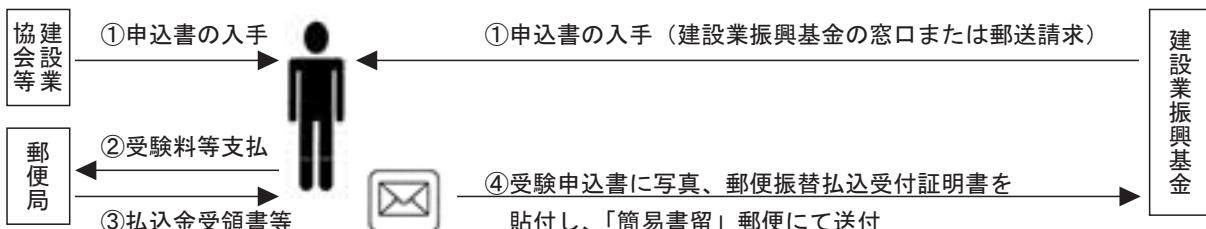


●申込期間【上期試験：5月11日～5月31日／下期試験：11月10日～11月30日】

詳細は右記へ→<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/>

又は→宮崎県建設業協会HP

Ⓑ 「受験申込書」郵送による申し込みの流れ



申込書を下記要領で入手いただき、申込期間内に必要事項をご記入の上、当財団宛てに「簡易書留」郵便にてご郵送ください。なお、受験料のお支払いは申込書に添付している払込用紙を用い、郵便局またはゆうちょ銀行でのお支払いとなります。

●申込期間【上期試験：5月11日～5月31日／下期試験：11月10日～11月30日】

重要！ 上期試験は申込最終日、最終日前日が土日のため、また下期試験は申込最終日前日が日曜日のため、営業している郵便局が限られます。お早めにお申し込み下さい。

(1) 窓口での入手

宮崎県建設業協会、各地区（市）建設業協会の窓口（カウンター等）で下記の期間（土日・祝日・振替休日をのぞく）、配布しております。

配布箇所によっては、申込期限前に無くなってしまう場合もございますので、お早めにお求めください。

●配布期間【上期試験：4月27日～5月29日／下期試験：10月26日～11月30日】

●申込書代金（300円）は受験料と共に払い込みいただきますので、申込書入手時には不要です。

重要！ 申込の受付期間と配布期間は異なりますのでご注意ください。

(2) 郵送請求

上記窓口での入手が困難な方は、①受験申込書送付依頼書（次ページ）に必要事項をご記入の上、②送料分の切手と共に、当財団宛てにお送りいただければ、当方より申込書をお送りいたします。

●取扱期間【上期試験：4月27日～5月20日／下期試験：10月26日～11月18日（いずれも基金到着分迄）】

●申込書代金（300円）は当方からお送りする申込書に添付している払込用紙を用い、郵便局またはゆうちょ銀行で受験料と共に払い込みいただきますので、申込書の郵送請求時には不要です。

【①及び②の送付先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

（財）建設業振興基金

建設業経理検定試験センター試験係

（上期試験：5月20日 当振興基金到着分迄）

（下期試験：11月18日 当振興基金到着分迄）

※郵送請求の場合、申込書が届くのに1週間程度かかりますので、お早めにご請求ください。

申込書請求部数	送料（切手）
1部	140円分
2部	240円分
3～6部	390円分
7～10部	580円分
11部以上	宅配便の送料 着払いにて送付

9. 写真送付の免除

平成18年度以降の経理検定試験または平成20年度特別研修の申込者は、写真の送付を免除いたします。この措置をお受けになりたい方は、申込の際に該当する「整理番号」が必要となります。「整理番号」は受験票あるいは合否通知に記載しています。

10. 1級科目合格の有効期限 1級科目合格に5年の有効期限

平成17年度までの建設業経理事務士 1級科目合格者	平成18年4月30日を基準日とし、それ以後5年の間に行われる試験で、残りの科目をすべて取得すれば、1級建設業経理士となり、合格証明書が交付されます。
平成18年度以降の建設業経理士 1級科目合格者	科目合格通知書の交付日を基準日として、それ以後5年の間に行われる試験で、残りの科目をすべて取得すれば、1級建設業経理士となり、合格証明書が交付されます。

11. 本検定試験に関する問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

(財)建設業振興基金 建設業経理検定試験センター TEL 03-5473-4581

※以下のサイトで、検定試験、特別研修のご案内をしております。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/> 又は宮崎県建設業協会HPへ

12. 参考図書に関する問い合わせ・注文先

当財団では下記の参考書等を発行しています。

・建設業会計概説（1級：財務諸表・財務分析・原価計算、2級、3級）

・初步の建設業会計（4級）

ご注文はこちらまで。→（株）建設産業振興センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-10

TEL 03-5408-1881 FAX 03-5408-1882

----- <切り取り線> -----

この依頼書と送料分の切手を期日までにお送り下さい。

上期試験：5月20日までに当基金必着

下期試験：11月18日までに当基金必着

—受験申込書送付依頼書—

受験申込書 送付先住所	〒 _____		
※勤務先に送付する場合は、会社名やビル名を必ず記入してください。			
お名前	様		
カナ氏名			
電話番号 (日中ご連絡先)	— —		
申込書請求部数	部	送料(切手)	円分

太枠内を宛先として申込書をお送りします。

内容に不明な点があった場合に、お問い合わせ可能な電話番号をご記入ください。

申込書の請求部数及び送料(切手)をご記入ください。申込書代金は後払い(受験料と共に払い込み)のため不要です。

2. 平成21年度3・4級建設業経理事務士特別研修のご案内

建設業経理事務士特別研修3級・4級は、昭和59年より建設業会計に関する知識と処理能力の向上を図り、建設会社の経営基盤強化を目的として、(財)建設業振興基金が行っているものです。この研修は、講習と検定試験とを組み合わせて実施しています。研修最終日に行う検定試験に合格すると、3級または4級建設業経理事務士の資格が得られます。

(平成20年12月時点の資格者数 3級資格者：25.2万人・4級資格者：18.6万人)

特別研修は、初步の簿記の仕組みから、建設業固有の簿記・会計・原価計算を総合的に網羅して理解していただけるように考えております。特に、全く会計に関する知識がない方や、日常の事務処理は行っていても再度基礎から学ぼうとされる方が独学で学習されるより、本研修を受講することで、その効果は極めて大きいものになるはずです。また、新人社員の方はもとより、現場で従事する方、自社の財務諸表を読み解き経営の在り方を再構築しようとしている中小企業経営者の方も、本研修制度を活用することにより、必ずや会社の経営改善が進展する第一歩となるものと考えます。

1. 申込受付期間

【平成21年5月11日（月）～5月31日（日）】

6月1日以降は定員に余裕がある場合に限り、追加で受付を行いますので、
当基金ホームページをご覧ください。

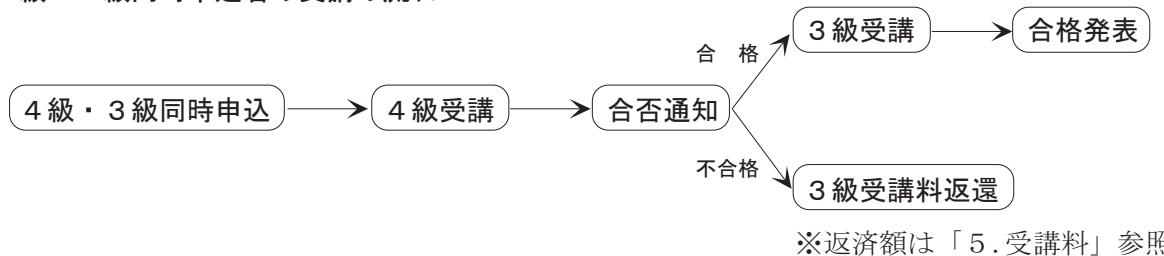
2. 受講資格

4級：どなたでもお申込みできます。

3級：建設業経理事務士 4級 有資格者

建設業経理事務士4級をお持ちでない方でも、同一年度で4級・3級の同時申込みが出来ます。

4級・3級同時申込者の受講の流れ



3. 研修内容

4級	簿記とは何か、なぜ大切なという段階から、複式簿記の仕組みを理解していただきます。 <取引の仕訳>→<総勘定元帳への転記>→<試算表の作成>→<精算表の作成>→<決算書の作成>までの一連の流れを親切で丁寧な講義によりわかりやすく、お教えします。
3級	建設工事の施工工程で発生する取引や、一般的な商取引に係る記帳処理上の問題点を解き明かすとともに、建設業の決算について、実務を踏まえた例題を多数用いて明らかにします。 特に重要である建設業の原価計算の基礎をこの段階で確実に理解していただくよう、親切に根気強く、お教えします。

4. 研修時間割

4級（2日間）時間割

第1日	9：30～12：30 講習	12：30～13：30 休憩	13：30～17：00 講習		
第2日	9：30～12：30 講習	12：30～13：30 休憩	13：30～14：50 講習	休憩	15：00～16：30 検定試験

3級（3日間）時間割

第1日	9：30～12：30 講習	12：30～13：30 休憩	13：30～17：00 講習		
第2日	9：30～12：30 講習	12：30～13：30 休憩	13：30～17：00 講習		
第3日	9：30～12：30 講習	12：30～13：30 休憩	13：30～14：20 講習	休憩	14：30～16：30 検定試験

5. 受講料（テキスト代、消費税込）

4級 20,600円 3級 30,900円 4級・3級同時申込 51,500円

上記受講料のほか、申込書代金として100円が必要となります。

同時申込で4級不合格の場合、3級受講料から為替作成手数料、為替郵送料、事務手数料等を除いた額を為替にて返金いたします。

6. 合格発表

検定試験終了後、およそ2週間後に合否通知を本人宛に郵送致します。

4級・3級同時申込者の場合は、4級の合否通知で合格をご確認後、3級を受講していただくことになります。

7. 申込書の入手方法

4月27日（月）より1部100円（消費税込）で配布致します。

申込書の代金は受講料と共に払込みいただきますので、申込書入手時には不要です。

●入手方法は、下記(1)インターネット請求、または(2)郵送請求、もしくは基金窓口での配布となります。

(1) インターネットからの申込書請求方法

<http://www/kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/>へアクセスして案内に従いご請求ください。

インターネットから請求された場合、申込書の送料を無料とさせていただきます。

(2) 郵送による申込書請求方法

以下に挙げる①、②を次の宛先へ郵送してください。

(会社などでまとめて必要な場合にご利用ください)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

(財)建設業振興基金 建設業経理検定試験センター 特別研修 係

①申込書送付依頼書

依頼書に必要事項を記入してください。

②送料分切手

部数に応じた送料分の切手（送料は右表参照）

※郵送請求は5月20日（水）到着分にて終了とさせていただきます。

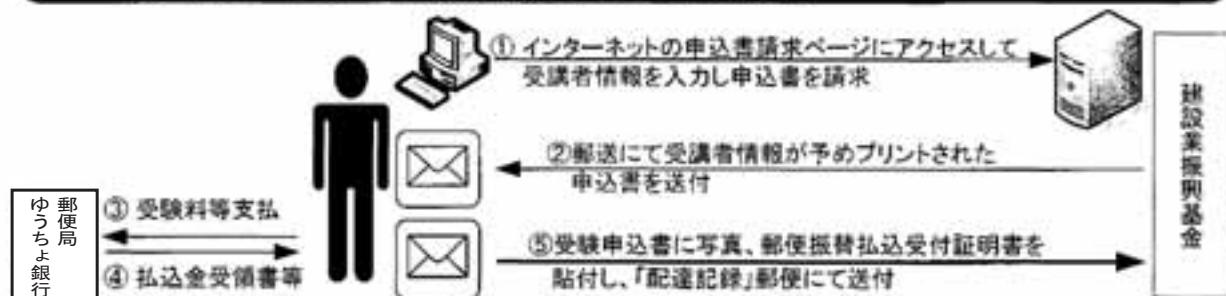
郵送請求の場合、申込書がお手元に届くのに1週間程度かかります。

申込書代金（100円）は当方からお送りする申込書に同封の払込用紙を用い、郵便局またはゆうちょ銀行で受講料と共に払い込みいただきますので、申込書入手時には不要です。

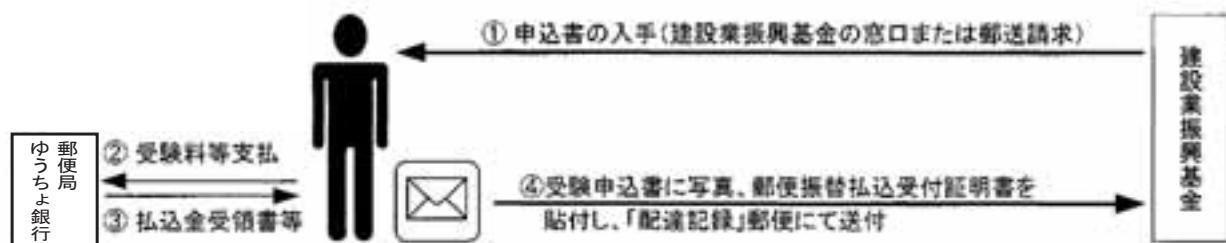
申込書請求部数	送料（切手）
1部	120円
2部	140円
3～4部	200円
5～7部	240円
8～14部	390円
15部以上	お問合せ下さい

8. お申込の流れ

A インターネットを利用する場合の申込みの流れ



B インターネットを利用しない場合の申込みの流れ



・事業主の方への重要なお知らせ

平成21年度においても、一定の条件^{*1}を満たす中小企業が支払った教育訓練費用につき、その総額の8～12%^{*2}を税額から控除する、税制上の優遇措置が設けられています。

※1 ①資本金1億円以下で大企業の子会社等でないこと

②教育訓練割合 ($\frac{\text{教育訓練費}}{\text{給与等} + \text{法定福利費} + \text{教育訓練費}}$) が0.15%以上であること

※2 控除率 (%) = 8 % + (教育訓練割合 - 0.15%) × 40
(上限12%)

9. 開催日（宮崎）

会場の定員を超えた場合は、別の開催日を設定する場合があります。申込人数が極めて少ない場合には、開催しないことがありますので予めご了承ください。

実施都市	4級（2日間）	3級（3日間）
宮 崎	8月5日（水）～8月6日（木）	9月15日（火）～9月17日（木）

Zenken 通信 №. 1

新潟県「最低制限価格等を引き上げ」

○新潟県は、厳しい経営環境下にある県内建設業の経営維持等を目的として、平成21年4月より、低入札対策の一層の促進等、入札契約制度を改正する。

【主な改正内容】

1. 地域に貢献する県内企業を優先的に指名する「地域保全型工事」の対象金額を現行の5千万円未満から7千万円未満に引き上げ
2. 最低制限価格、低入札調査基準価格の見直し
 - (1) 価格の引き上げ
 - ・直接工事費 設計金額の100% ⇒ 変更なし
 - ・共通仮設費〃 100% ⇒ 変更なし
 - ・現場管理費〃 70% ⇒ 80%
 - ・一般管理費〃 20% ⇒ 30%
 - (2) 設定範囲の下限値の引き上げ
 $\frac{2}{3} \sim 90\% \Rightarrow 85\% \sim 90\%$
 - (3) 数値的失格基準の引き上げ
 - ・直接工事費 設計金額の85% ⇒ 90%
 - ・共通仮設費〃 10% ⇒ 90%
 - ・現場管理費〃 70% ⇒ 変更なし
 - ・一般管理費〃 20% ⇒ 変更なし

滋賀県「低入札調査の対象金額を引き上げ」

○滋賀県は、平成21年4月から建設工事等に係る入札契約制度を一部改正する。

【主な改正内容】

1. 低入札価格調査制度の見直し
 - (1) 対象金額の引き上げ（緊急経済対策として9月末までの暫定運用）
通常1億円以上 ⇒ 2億円以上
 - (2) 失格基準（数値的判断基準）の引き上げ
 - ・直接工事費+共通仮設費（積み上げ分）
 設計金額の70% ⇒ 75%
 - ・共通仮設費（率分）〃 30% ⇒ 70%
 - ・現場管理費〃 30% ⇒ 60%
 - ・一般管理費〃 30% ⇒ 変更なし

※最低制限価格等の算定方法については、昨年10月に中央公契連モデルに準じて改正している。

2. 簡易型一般競争入札の対象範囲拡大に伴い、指名競争入札を原則廃止

和歌山県「最低制限価格 新基準に引き上げ」

○和歌山県は、地域建設業の厳しい経営環境を踏まえ、ダンピング対策の充実を図るため、最低制限価格及び調査基準価格の算定式等について、国土交通省が4月に改定した新しい低入札価格調査基準価格の算定式等に準じて見直した。

昨年6月に引き続いての見直しとなる。

[見直し内容]

1. 設定範囲 $2/3 \sim 8.5/10 \Rightarrow 7.0/10 \sim 9.0/10$
(66.6…%～85%) (70%～90%)
2. 算定式
 - ・直接工事費 $\times 0.95 \Rightarrow$ 変更なし
 - ・共通仮設費 $\times 0.90 \Rightarrow$ 変更なし
 - ・現場管理費 $\times 0.60 \Rightarrow \times 0.70$
 - ・一般管理費 $\times 0.30 \Rightarrow$ 変更なし

安心、ひろがる。



- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

法定外労災補償制度

建設共済



財団法人建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などの
お問い合わせは

Tel.03-3591-8451 | <http://www.kyousaidan.or.jp/>